

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第1652-9号
令和2年（2020年）3月6日

明産株式会社
代表取締役社長 島村 元治 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-29 号
土地利用類型 の 名 称	海浜住商複合地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市材木座五丁目977番6
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地・保養地の面影を残す良好な住宅地が広がっているが、近年は敷地の細分化・共同住宅などの土地利用が目立っている。 ・道路幅員が狭く、戸建住宅が密集しているため、防災上の課題を有している。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は通りから見えにくいよう計画している。 ・屋上部に設置する設備類は1m程度の高さとし、通りから極力眺望できないように計画されている。背の高い設備類は地上に配置し、周囲に目隠しルーバーを配置することで修景を行っている。 ・建物の屋根、外壁は基準内の色彩である。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解したうえで計画されているものである。</p>
備 考	